

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

処 分 名	漁港区域内の水域又は公共空地の占用に関する許可			
処 分 の 概 要	申請に基づいて認定を行った場合に許可する			
根 抱 法 令 名	漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)			
条 項	第39条第1項			
所 管 課	農林水産施設整備課			
経由機関での処理期間	なし			
所管課での処理期間	未設定			
標準処理期間	計	未設定		
判断基準				
漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について(H13.3.30 12水港第4829号・水産省長官通知・技術的助言)の(別添)「従前の漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準」の4に基づき審査する。				
【根拠法令等】 漁港及び漁場の整備等に関する法律 39-1				
(漁港の保全) 第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為、第四十四条第一項に規定する認定計画(第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)、同条第四項第二号に掲げる事項又は第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。)に従つてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。				
漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について(H13.3.30 12水港第4829号・水産省長官通知・技術的助言)の(別添)「従前の漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準」の3				

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。